

令和2年度

仙北市水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査計画とは、水源から家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水水質並びに水道水の水質状況
4. 定期的な検査の項目、地点及び頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査の公表
8. 関係機関との連携

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓（浄水）に加えて、浄水場などの入口（原水）で行います。
- (2) 水質検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目、及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査の頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

	施設名	所在地	原水種別	浄水処理方式
角館水道施設	角館浄水場	角館町小勝田鶴ノ崎	表流水	急速ろ過
生保内水道施設	生保内浄水場	田沢湖生保内字武蔵野	表流水	緩速ろ過
	高区配水池	田沢湖生保内字武蔵野	湧水	塩素消毒のみ
	北部配水池	田沢湖生保内字造道	湧水	塩素消毒のみ
	春山配水池	田沢湖生保内字造道	湧水	塩素消毒のみ
	高野配水池	田沢湖生保内字下高野	湧水	塩素消毒のみ
	湖畔配水池	田沢湖田沢字春山	湧水	塩素消毒のみ
白岩水道施設	白岩浄水場	角館町白岩念仏殿	表流水	急速ろ過
釣田水道施設	釣田配水池	角館町菌田釣田	地下水	塩素滅菌のみ
西長野水道施設	西長野浄水場	角館町西長野古米沢	地下水	急速ろ過
田沢水道施設	田沢配水池	田沢湖田沢前郷沢	湧水	塩素滅菌のみ
瀧水道施設	瀧配水池	田沢湖瀧大八木沢	湧水	塩素滅菌のみ
高原水道施設	高原配水池	田沢湖生保内駒ヶ岳	湧水	塩素滅菌のみ
	船小屋配水池	田沢湖生保内駒ヶ岳	湧水	塩素滅菌のみ
水沢水道施設	水沢配水池	田沢湖生保内下高野	湧水	塩素滅菌のみ
北部水道施設	北部配水池	西木町上桧木内坂本	湧水	塩素滅菌のみ
	浦子内配水池	西木町上桧木内浦小内	湧水	塩素滅菌のみ
	比内沢配水池	西木町上桧木内比内沢	湧水	塩素滅菌のみ
中里水道施設	黒沢浄水場	西木町上桧木内黒沢	表流水	緩速ろ過
桧木内水道施設	小波内浄水場	西木町桧木内小波内	表流水	急速ろ過
西根水道施設	西根浄水場	西木町桧木内長戸呂	湧水	塩素滅菌のみ
西明寺水道施設	高区浄水場	西木町小山田鎌足	地下水	急速ろ過
	低区浄水場	西木町小淵野清水川原	地下水	急速ろ過
	低区第2浄水場	西木町小淵野清水川原	地下水	急速ろ過

3. 原水水質並びに水道水の水質状況

(1) 水源から浄水場までの状況と留意すべき水質項目

①表流水を水源とする箇所

降雨などの影響を受けやすく、濁度の上昇がある。

②湧水、地下水を水源とする箇所

降雨などの影響は受けにくいですが、人為的汚染などに注意が必要。

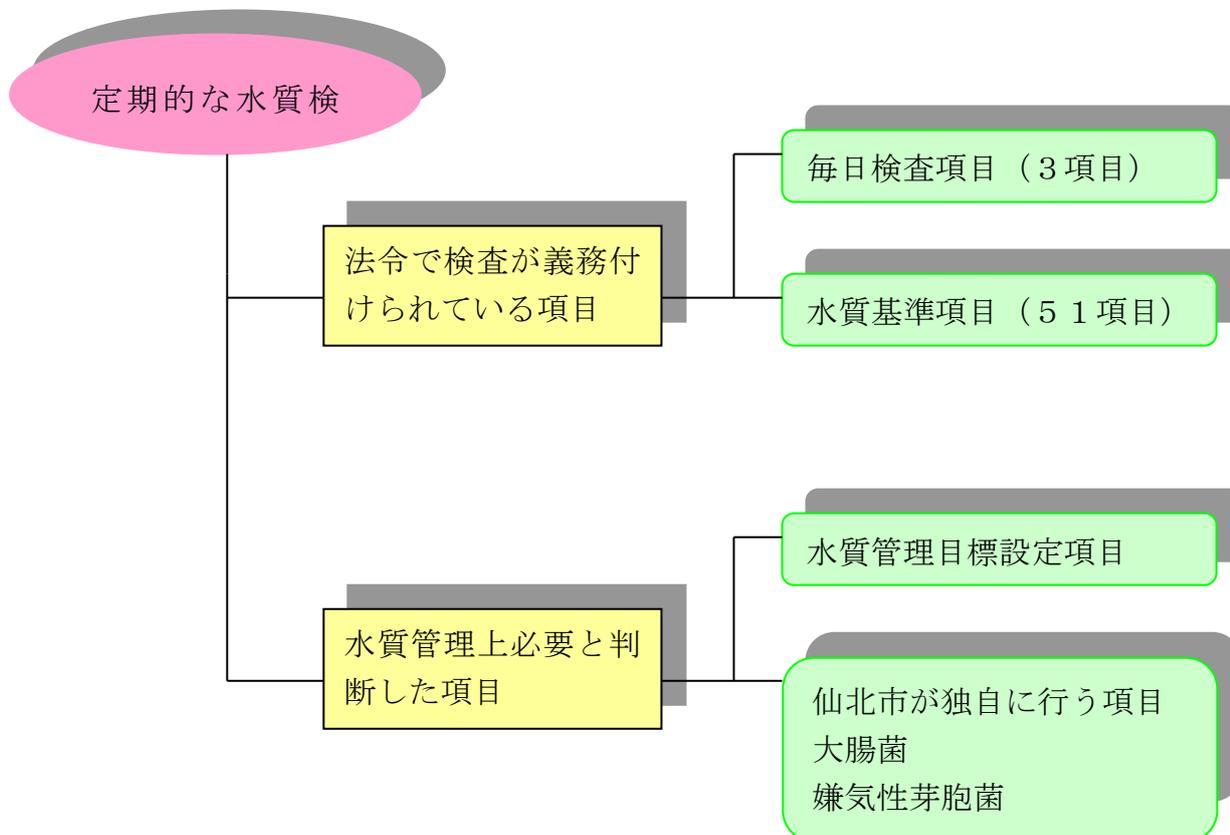
(2) 浄水場等の出口から蛇口までの間で留意すべき水質項目

浄水場等の出口から蛇口までの間で留意すべき水質項目は、色、濁り、残留塩素です。一部の古い水道管に由来する鉄サビが原因で、濁水を発生することがありますので、新しい水道管への取り替えを進めてまいります。

4. 定期的な検査の項目、地点及び頻度

(1) 検査項目

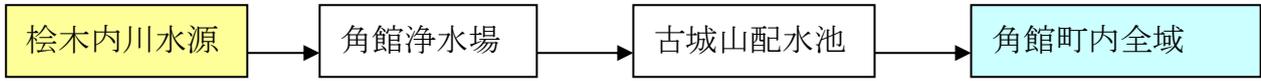
仙北市では、法令（水道法）で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目について検査を行います。また、原水において水質の安全性を確認するため、クリプトスポリジウム対策として、指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を行います。



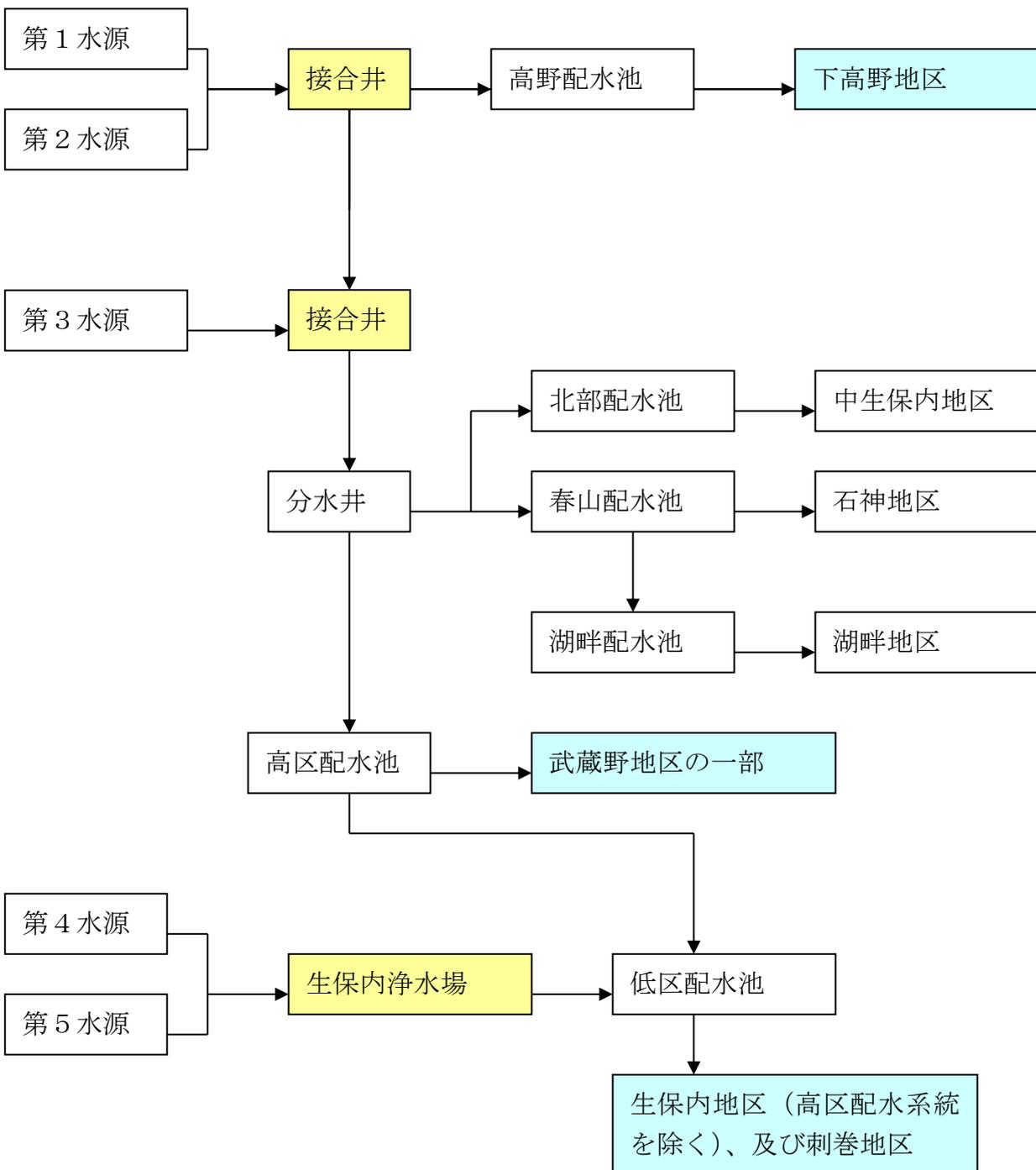
(2) 検査地点及び検査頻度

①水の流れと採水地点

《角館町水道施設》



《生保内水道施設》



《白岩水道施設》



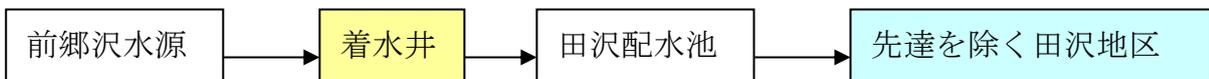
《釣田水道施設》



《西長野水道施設》



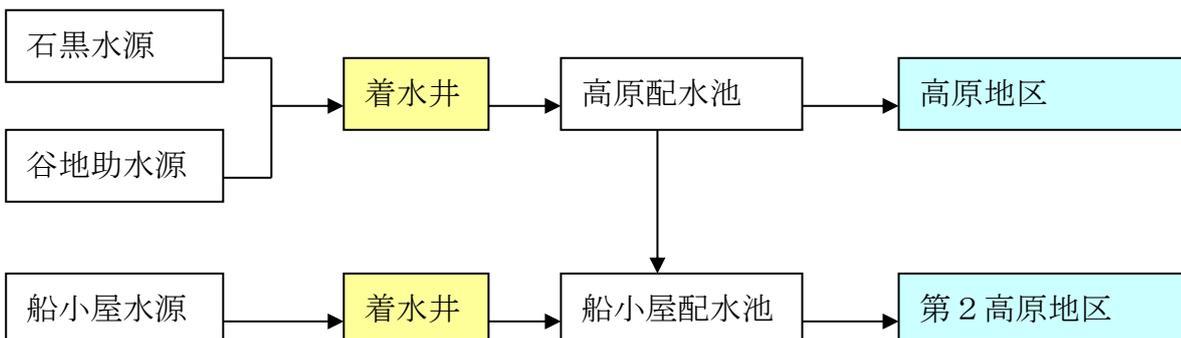
《田沢水道施設》



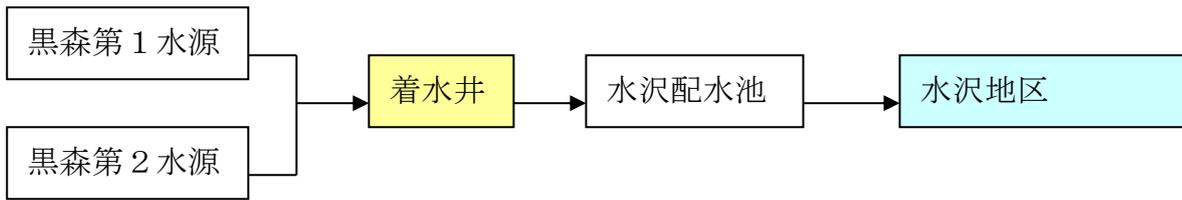
《潟水道施設》



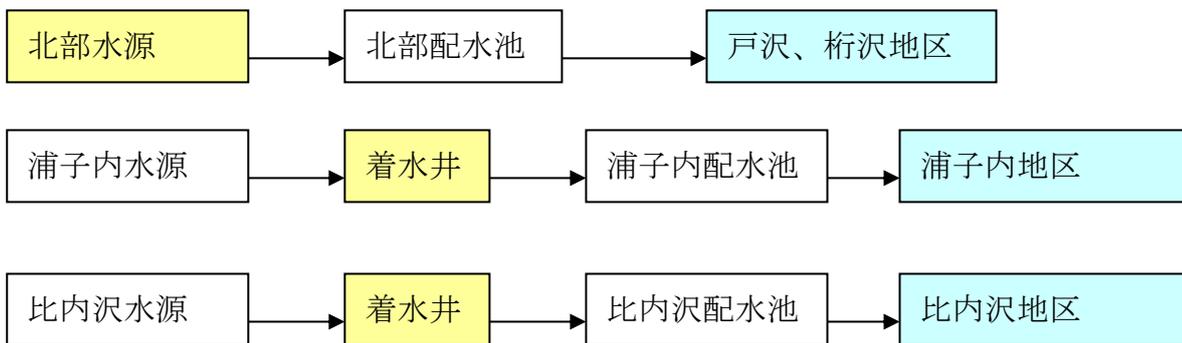
《高原水道施設》



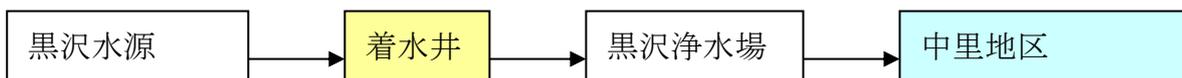
《水沢水道施設》



《北部水道施設》



《中里水道施設》



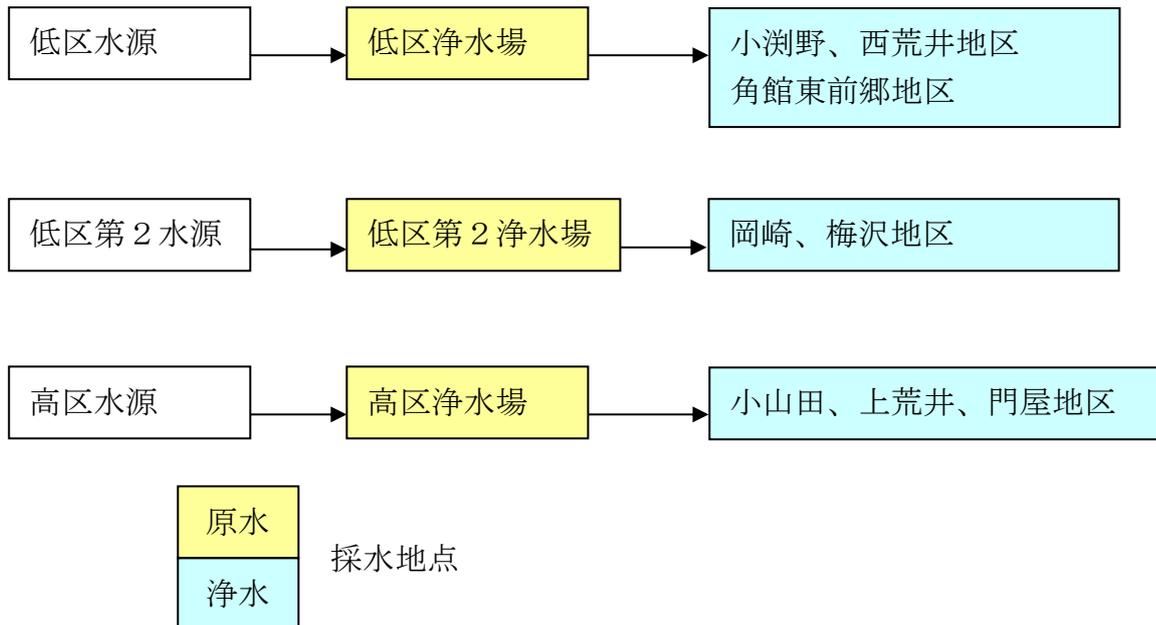
《桧木内水道施設》



《西根水道施設》



《西明寺水道施設》



②検査頻度

各配水系統の水質検査を別表のとおり検査します。

5. 臨時の水質検査

次のような状況になり水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しい悪化や、水源に異常があった場合
- ② 浄水の処理過程に異常があった場合
- ③ 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ④ その他特に必要があると認められた場合

6. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、厚生労働省の認可を受けている業者に委託して行います。

7. 水質検査の公表

- (1) 水質検査計画は、毎事業年度前に作成し、仙北市のホームページで公表します。
主要な水質検査結果についても同様の方法で公表します。

8. 関係機関との連携

水質汚染事故や水系感染症などの発症などがあつたときは、秋田県生活環境文化部や地域振興局、保健所及び近隣市町村などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対応を講じます。

水質検査計画に関するお問い合わせ先

仙北市上下水道課

〒014-0592

仙北市西木町上荒井字古堀田47番地

TEL 0187-43-2296

FAX 0187-47-2166